

規則等の案と定めた規則等の差異について
---------------------

## 1 規則等の案の題名

静岡県遠距離大学等通学費貸与条例施行規則の一部改正について（案）

## 2 意見公募手続を実施した期間

令和 7 年 2 月 5 日（水）から令和 7 年 3 月 7 日（金）まで

## 3 定めた規則等の題名

静岡県遠距離大学等通学費貸与条例施行規則の一部を改正する規則（令和 7 年静岡市規則第 15 号）

## 4 規則等を施行する時期

令和 7 年 4 月 1 日

## 5 規則等の案と定めた規則等の差異

	規則等の案の内容	現に定めた規則等の内容	理由
1	第 2 条第 1 項第 3 号 遠距離大学等通学費貸与 申請書(様式第 1 号)に添 付する書類  「世帯全員の住民票の写 し」	第 2 条第 1 項第 3 号 遠距離大学等通学費貸与 (変更) 申請書(様式第 1 号)に添付する書類  「申請者及び保護者の住 民票の写し」	申請者及び保護者の住 所、続柄等を確認するに は、申請者及び保護者の 住民票の写しがあれば足 りるため。